

令和5年10月10日

第4回水俣市農業委員会

第4回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年10月10日
開会 9時30分
閉会 10時19分
- 3 出席委員
農業委員 14名
1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君

推進委員 14名
15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第12号 農地法第3条の許可申請について
議第13号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第4回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、8番、西本委員、9番、戸次委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、3番、中村委員にお願いします。</p>
<p>3番委員 (中村清治君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)非農地判定の取り消しについてでございます。 議案書は1ページになります。 1件でございます。 こちらは、令和5年6月9日の会議で御審議いただき、議決された非農地判定の農地でございますが、その後、非農地証明通知証を送付したところ、所有者の方から9月4日に、この農地については果樹を耕作しているとの異議申し立てがありました。 その為、9月5日に事務局と農業委員で現地を確認したところ、果樹が耕作されておりました。 土地の所在、地番は議案書の1ページに記載のとおりです。 場所と耕作状況、写真は、議案書2ページ、3ページを御覧ください。 果樹が綺麗に栽培されておりましたので、非農地とはなりえませんでした。 その為、非農地判定を取り消し、農地一覧に戻しましたので、御報告いたします。 報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第12号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p>

	<p>す。 関係委員の説明をお願いします。</p>
<p>9 番委員 (戸次治夫君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、9 番、戸次委員をお願いします。</p>
<p>9 番委員</p>	<p>議第12号、農地法第3条の許可申請について御説明します。 5 ページを御覧ください。 1 番から 4 番まで譲受人が同一のため、まとめて御説明いたします。 番号1、譲受人、土地の所在は記載のとおりです。 面積は、4 筆合計、4, 6 2 7 m²です。 地目は、台帳現況共に畑となっています。 ここには、タラの芽、柿、桃、みかん等が植わっていました。 2 番、譲渡人、譲受人、土地の所在は記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっています。 面積は、1, 9 4 9 m²です。 ここは雑木山でした。 3 番、譲渡人、土地の所在は記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっています。 面積は、3 9 4 m²です。 ここも雑木等になっています。 4 番、譲渡人、土地の所在は記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっています。 ここは、雑木と櫨が植わっています。 面積が、3 筆合計で 6 5 2 m²となっています。 2 番から 4 番までが、雑木、櫨が植わっていて、櫨を活かしたいと譲受人の方は考えておられます。 木々等が植わっていますが、譲受人は重機等を扱うことに慣れておられて、畑に復旧するという事です。 場所は、6 ページを御覧ください。 元々、譲受人が 5 年くらい前から管理をお願いされていたそうです。 譲渡人の方は高齢者で管理できないから譲受人の方に貰ってほしいと言われたんですが、他の所も隣接しているから貰ってくれ、買ってってくれということで、譲受人が納得して踏み切ったような状況です。 1 0 月 4 日に現地調査を譲受人、局長他事務局 2 名、農林水産課の職員が 1 名来られまして、推進委員と私で現地を見てまいりました。 譲受人の作業日数は、奥さんと二人で延 3 0 0 日はされているとのことで、主にサトウキビだそうです。 利用目的が、果樹となっていますが、植わっているものを利用し</p>

	<p>たいとのことで、農林水産課に相談しておられるのが、櫨を活かすのかわかりませんが、農林水産課の職員も来られて現況を見ながら、今後の対応を考えるとのことでした。</p> <p>私が感じたのが、タラの芽を30本程植えてありました。</p> <p>好きな方は買って食べられるとのこと、主に活かしたい感じでおります。</p> <p>現況、植わっていたのが、柿、桃、みかん、甘夏、ザボン、大根が植えてありました。</p> <p>櫨の木はかなり大きく、1mくらいに切り落とし、再度芽を出して低く栽培して収穫することを考えておられたようです。</p> <p>以上ですが、農地法第3条2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われしますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第12号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第12号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第13号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>担当委員は、新規、再設定、一括方式併せて、説明をお願いします。</p>
11番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議 長	はい、11番、廣島委員をお願いします。
11番委員	農用地利用集積計画の申出について、議第13号、8ページの1番でございます。

	<p>貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は744㎡です。 始期終期は、令和5年11月1日から令和8年10月31日の3年間です。 利用目的は野菜、玉葱です。 借賃は無償です。 利用権の種類は使用貸借権。 経営の状況ですが、自作地が1,952㎡、借入地が7,240㎡で、夫婦と子供さんと3人で従事しておられます。 場所は、12ページを御覧ください。 以前から借人の方が作っておられまして、設定をしておられたんですが、農業が忙しくて再設定を忘れておられまして、また新規で申し込まれたので新規設定となっております。 貸人の方からも、またよろしくお願ひしますと言われておられまして、継続して借りられるということです。 以上ですが、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>1 番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>新規番号の2番から6番は、私の担当ですので、私から説明をします。 農用地利用集積計画の申出の新規、2番から6番まで借人が一緒ですので、一括して説明したいと思います。 2番、貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。 地目、台帳現況共に田です。 面積が、739㎡。 始期終期は、令和5年11月1日から令和10年10月31日の期間が5年。 利用目的は玉葱。 利用権の種類は、賃借権です。 3番、貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。 地目、台帳は田、現況は畑です。 面積が、1,380㎡と939㎡の内484㎡で、合わせて1,864㎡です。 始期終期は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの期間が5年。 利用目的は玉葱。 利用権の種類は、賃借権です。 4番、3筆あります。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、1,414㎡、774㎡の内574㎡、898㎡、合わせて2,886㎡です。 始期終期は、令和5年11月1日から令和10年10月31日の</p>

	<p>期間が5年。 利用目的は玉葱です。 利用権の種類は、賃借権です。 5番、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、2,660㎡。 始期終期は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの期間が3年。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 6番、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳は田、現況は畑です。 面積は、1,602㎡です。 始期終期は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの期間が5年。 利用目的は玉葱。 利用権の種類は、賃借権です。 申請地は、2番が13ページ、3番は14ページ、4番は15ページ、5番は16ページ、6番は17ページを御覧ください。 新規就農者で、これでも足りないというくらいです。 放棄地を解消されていますので、助かっています。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>14番委員 (鬼塚浩三君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、14番、鬼塚委員にお願いします。</p>
<p>14番委員</p>	<p>再設定と一括方式の2つがありますが、まず、再設定のほうから説明します。 農用地利用集積計画の申出、再設定について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は議案書10ページに記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑で、面積は4筆合計で6,161㎡です。 始期終期は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間となっています。 利用目的は、果樹を生産されています。 借賃は無償。利用権の種類は、使用貸借権となっています。 借人の経営面積は、自作地が5,973㎡、借入地6,161㎡、合計12,134㎡となっています。 主に甘夏を栽培されており、借人一人で従事されています。 農作業従事日数は、年間300日です。 申請地は、議案書の19ページを御覧ください。 先日、中村委員と現地の確認に行きましたところ、草も綺麗に刈られており、甘夏を作られていて、夏場の日差しで日焼けが出るので、日焼けを防ぐためにテープを貼られており、よく管理されてお</p>

	<p>りました。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、一括方式のほうを説明します。</p> <p>農用地利用集積計画の申出の一括方式の1番について説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は議案書11ページの1番に記載されています。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、貸借するものです。</p> <p>地目は台帳現況共に畑で、面積は8筆合計の8,961㎡です。</p> <p>始期終期は、令和5年11月1日から令和20年10月31日までの15年間となっています。</p> <p>利用目的は果樹です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借人の経営面積は自作地が0、借入地17,854.7㎡となっています。</p> <p>世帯数は一人で30歳と若く、農業に従事されています。</p> <p>申出地も元々、貸人が果樹を栽培されており、そのまま栽培されるそうです。</p> <p>申請地は、議案書22ページを御覧ください。</p> <p>貸人の方が経営規模縮小を考えておられたため、今回農業公社をとおして、借人に貸すことになりました。</p> <p>先日、中村委員と現地の確認にいきましたところ、借人と借人の母がいらっしゃいまして、剪定クズをウッドチップパーで小さく粉砕する作業をやっておられ、大変頑張っておられました。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>7番委員 (山内英明君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、7番、山内委員にお願いします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>農用地利用集積計画の申出、再設定2番について御説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は議案書10ページの2番に記載しているとおりです。</p> <p>地目は田。面積は443㎡です。</p> <p>始期終期は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間です。</p> <p>利用目的は玉葱の作付けで、借賃は無償です。</p> <p>利用権の種類は使用賃借権です。</p> <p>借人の経営面積は、10,170㎡で、従事者は本人一人です。</p> <p>水稻栽培を行いながら、玉葱の栽培をされています。</p> <p>農業従事日数は150日です。</p>

	<p>申出地は20ページに記載されているとおりです。 貸人は稲作をされていますが、借人は裏作で玉葱を栽培したいそうです。</p> <p>この度、利用権の期限がきましたので、再設定の申出です。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>8番委員 (西本和代君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、8番、西本委員にお願いします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>議第13号、農用地利用集積計画の申出について、再設定の3番、4番、5番ですので、よろしく願いします。</p> <p>まず3番、4番ですが、貸人と借人、土地の所在は記載のとおりです。</p> <p>貸人はお二人ですが、借人の方は、お一人ですので一緒に説明します。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。 面積は、1,063㎡。 始期終期は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間です。 利用目的は水稻。 賃借は無償です。 利用権の種類は、使用貸借権。 4番。場所は、記載のとおりです。 台帳現況共に田。面積は1,221㎡。 始期終期は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間。 利用目的は水稻。 賃借は無償。 利用権の種類は、使用貸借権。 借人の方ですが、3番と4番は同じ方で、自作地が2,868㎡。 借入地は12,941㎡。 お一人で耕作されます。 場所は、地図21ページです。 今朝も見て通りましたが、綺麗に整備されていました。 田も刈ってありました。 そして、再設定の5番ですね。 貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。 地目が、台帳は田、現況は畑で一部田。 面積は、1,310㎡。 始期終期は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年です。 利用目的は、玉葱と米。</p>

	<p>賃借は無償、使用貸借権です。 借人の方ですが、自作地が18,778㎡。 借入地が、5,420㎡です。 御夫婦お二人でされています。 最近、奥さんの膝が痛いけれど頑張っているとのことでした。 場所は、18ページを御覧ください。 ここもちゃんと整備されていました。 御本人には、先週電話で確認しています。 皆さんと連絡が取れています。 従いまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9 番委員	はい、議長。
議 長	はい、9番、戸次委員。
9 番委員	<p>新規の2、3、4、5、6をお伺いします。 新規就農ということで、一生懸命に頑張っておられますが、今度借りられる面積を見たら、二町を越えますよね。 一人と書いてありますが、作業等に無理はないんだろうか、また小耳に挟んだのが、貸人からの苦情が出ておられたということを知っているんですが、本当かは確かじゃないんですが、そのような話を聞いていますので。 2町以上の殆どが玉葱、大丈夫なのかお伺いしたいです。</p>
1 番委員	<p>現在、全部作付けをしてあります。 3番、6番の所は去年から作付けされて、その後スイートコーンも2作、作付けされています。 玉葱も乗用の移植機を買っていますので、あと三反くらいほしいと。 自動の移植機だったら、作付け面積が狭くなるので、逆にもうちよっと増やしたいということです。</p>
9 番委員	移植機はあるけど、収穫機はありますか。
1 番委員	こっちの玉葱は全部手作業です。

9番委員	前に、一反と少しを、農業委員で行った時に、1日、2日くらいでしか収穫できないような状況で、一人、二人だと大変だけど、どうかかなと思って。
1番委員	今年出荷したのも、全部自分で選果して、レンタカーを借りて出荷しています。
9番委員	トラブルの件はあったんですか、なかったんですか。貸人からのクレームがあったと聞いたんですが。
1番委員	いや、聞いていない。
9番委員	事務局のほうも聞いていないですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	玉葱のマルチですね、収穫された後に、暫く放置されていたというようなことで、貸主の方からお話がありました。その後に直ぐに撤去されていらっしゃるようです。聞いているのはそれだけです。
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員。
7番委員	新規番号の2番から6番で、新規就農で頑張っていらっしゃるといふことで、賃借権となっていますが、どうなんですか。放っておいたら荒地になるんだから、もっと安く交渉というか、無償というか、それでも十分じゃないかなと思うんですが。
1番委員	貸す方と借りる方は責任を持たなければいけないから、お金はきちんと決めておきましょうといふことで、トラブルが無いようにしてもらいました。 今言われたように、新規就農者で土地も持たないから、貸し借りはきちんとして、賃借料は払う。 それを決めておかないと、いろいろ言われるから、きちんと育てていかなければいけないから。
7番委員	では、両方が納得した上でと。
1番委員	いや、貸す方はいいと言われたけれど、きちんとしておきましょうといふことで。

	責任をもってしていかないといけないですよ、ということで。そこはちゃんと指導をしましたので。
7番委員	わかりました、ありがとうございました。
28番委員 (山澤親徳君)	はい。
議長	はい、28番、山澤委員。
28番委員	私もその方と会った時はいろいろ話をしています。 一緒に玉葱掘りをしたことがあります、私が1m掘る間に、10mくらい掘っていくんです。 仕事が早いんです。 一生懸命頑張る人ですので、余計に借りているなど思うんですけど、非常に頑張っている方ですので、よろしくお願いします。
1番委員	借人の方は、今、二人でやっていますので。
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第13号、農用地利用集積計画の申出については、承認してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第13号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。
議長	全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして第4回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員